

参 考

堺 障 サ 第 3 8 0 号  
令 和 3 年 5 月 2 1 日

各指定就労移行支援事業所 管理者様  
各指定就労継続支援 A 型事業所 管理者様  
各指定就労継続支援 B 型事業所 管理者様

堺市健康福祉局障害福祉部  
障害福祉サービス課長 中嶋 英貴  
( 公 印 省 略 )

就労継続支援事業等の在宅利用に係る令和3年4月以降の本市の取扱い等について

平素は、本市障害者福祉行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件に関しまして、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長から事務連絡『「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」の一部改正について』が示されました。

つきましては、就労系サービスにおける在宅でのサービス利用について、本市においては、次のとおり取り扱いますので、御確認の上御対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本事務連絡の発出に伴い、以下の事務連絡は廃止します。

「緊急事態宣言解除に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」（令和2年7月8日付堺障援第1169号）

記

1 在宅利用の対象者

在宅でのサービス利用を希望する者であり、かつ在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者

2 届出について

令和3年4月1日以降、在宅でのサービス利用を希望される方に関しては、各区役所の支給決定機関（地域福祉課又は保健センター）宛てに「**就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）における在宅利用に係る申立書（以下「申立書」といいます。）**」（別紙1）及び**個別支援計画の写し**の2点を提出いただく必要があります（既に令和3年4月以降の分の在宅のサービスを提供する場合の届出を障害者支援課又は障害福祉サービス課に提出いただいている方に関しても令和3年4月1日以降の内容で各区役所への提出をお願いします。）。

- (1) 令和3年4月1日以降、在宅でのサービス利用を希望される場合の取扱いについて  
令和3年4月1日以降、在宅でのサービス利用を希望される方に関しては、令和3年6月30日(水)までに各区役所地域福祉課又は保健センターへ提出していただくようお願いいたします。6月30日までに提出された届出の内容について、各区役所において審査の上、在宅での支援効果が認められる場合については、令和3年4月1日付で特記事項欄に「在宅利用可」と明記した受給者証を交付します。

#### 留意点

- ① 令和2年度の取扱いでは、支給決定を伴わずに審査を行っていましたが、本取扱いにおいては、支給決定を行い、申立書の内容を各区役所において審査いたします。
- ② 令和3年6月30日以降に提出された届出の適用開始日については、原則として、申立書提出日以降となります。やむを得ず提出が遅れるなど、個別の事情がある場合には、各区役所地域福祉課又は保健センターへ御相談ください。

- (2) 既に在宅利用の支給決定を受けている場合の取扱いについて

通所が困難で、在宅による支援がやむを得ないものと判断され、既に在宅利用の支給決定を受けている方につきましては、今回の変更に伴い、更新申請時の際に、申立書と個別支援計画の写しを提出いただきますようお願いいたします。

#### 3 運営規程について

従前の臨時的な取扱いについては、各事業所における運営規程の変更手続を不要としていましたが、本通知による取扱いの変更に伴い、在宅で実施する訓練及び支援内容を運営規程に明記する必要があります。

つきましては、令和3年4月1日以降に在宅サービス支援を実施する事業所は、(別紙2 変更届の提出について)を御参照の上、必要に応じて届出を行ってください。

#### 留意点

運営規程の変更等に一定の時間を要することに鑑み、今回は特例期間として届出締切日を設定しています。

※運営規程の変更は必ず行い、速やかに障害福祉サービス課事業者係へ届け出てください。

#### 4 サービス提供について

ア 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために、必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業

活動、訓練等のメニューが確保されていること。なお、在宅利用の支援に当たり、在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューについて個別支援計画に位置付けること。

イ 在宅利用者の支援に当たり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。

ウ 緊急時の対応ができること。

エ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

オ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。

カ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

キ オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えないこと。

## 5 その他留意点について

ア 在宅と通所に支援を組み合わせることも可能であること。

イ 利用者が希望する場合には、サテライトオフィスでのサービス利用等在宅でのサービス利用と類似する形態による支援を行うことも可能だが、その際にも4のアからキまでの要件を全て満たす必要があること。

## 6 サービスの提供後の手続について

在宅サービスを提供した月の翌月10日までに提出いただいている「在宅でのサービスの支援体制に関する報告書」の提出については、本事務連絡をもって廃止します。

上記以外について、御不明点等ありましたら、担当までお問い合わせください

### 【別添資料】

(別紙1)「就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)における在宅利用に係る申立書」

(別紙2)「変更届の提出について」

#### [問合せ先]

堺市 健康福祉局 障害福祉部  
障害福祉サービス課 藤井、増田(有)  
TEL : 072-228-7510  
FAX : 072-228-8918